

宝塚市自動録音電話機等購入補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

宝塚市長 宛て

申請者 兼 請求者	郵便番号	〒		
	住 所	宝塚市		
	氏 名 (本件責任者兼担当者)	(※)自署又は記名押印 (※)		
	連絡先	— — □携帯 □自宅 □その他 (※)いずれかに✓を記入		

宝塚市自動録音電話機等購入補助金の交付を受けたいので、宝塚市自動録音電話機等購入補助金交付要綱第6条の規定に基づき次のとおり申請するとともに、事業の完了を報告し、補助金を請求します。

世帯内の65歳以上の方	氏名	□ 申請者と同じ (※)申請者と同じ場合は✓を記入してください		
	生年月日	□ 明治・□ 大正・□ 昭和・□ 西暦 年 月 日		
補助対象機器 (※)補助を受ける機器の電話番号→	補助対象機器	□ 固定電話機 □ 外付け録音機 (※)いずれか該当する機器に✓を記入してください		
	電話番号	— —		
補助対象経費(購入額)	円(消費税込)			
補助金交付申請額	円 上限額：固定電話機10,000円 外付け録音機5,000円 (※)購入額又は上限額のいずれか低い額(100円未満切捨て)。			
購入機器	メーカー			
	型番	品名		
	販売店	購入日	年 月 日	

上記の交付申請に係る補助金は以下の預金口座に振り込んでください。振込先について、私(請求者)の名義ではない口座を指定している場合でも、この口座振込みをもって支払いの効力が生じることについて異議ありません。

金融機関名	(○で囲んでください)	支店名
	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店
預金種目(○で囲んでください)	口座番号(右詰めで記入願います)	
1 普通 2 当座 3 その他()		
口座名義人	フリガナ	
	漢字氏名	

同意・誓約事項

(※)内容を確認の上、✓を記入し、自署又は記名押印してください。

- 交付決定に当たって必要な範囲で、申請者及び同一世帯に属する者の住所、氏名、生年月日について、住民基本台帳を閲覧することに同意します(同意された場合住民票の写しの添付は不要です)。
- 申請者又は同一世帯に属する者が、過去に兵庫県警察から自動録音電話機等の貸与又は配布を受けていません。
- 申請者又は同一世帯に属する者が、過去に宝塚市から自動録音電話機等の購入費用の補助又は貸与を受けていません。
- 申請者又は同一世帯に属する者に宝塚市税の滞納はありません。
- 申請者又は同一世帯に属する者は、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請者又は同一世帯に属する者の個人情報等について、宝塚市が関係機関等(税務情報等)に照会することに同意します。
- 補助対象機器の購入後6年間は、宝塚市長の承認なしに譲渡、交換、貸付け、又は担保に供しません。
- その他本件申請及び自動録音電話機等の使用に関し、法令、例規、要綱等の規定を遵守することを誓約します。

年 月 日 (※自署又は記名押印) (※)

添付書類

- (1) 補助対象機器の購入日、購入額、販売店等が確認できる領収書、レシート等の写し
- (2) 補助対象機器のメーカー、型番、品名、防犯機能等が確認できる取扱説明書、カタログ等の写し
- (3) 申請者の住民票の写し (住民基本台帳の閲覧に同意される場合は不要です。)
 - 申請者が65歳以上の場合 ⇒ 本人のもののみで可
 - 申請者が65歳未満の場合 ⇒ 本人のものに加え、同一世帯に属する65歳以上の方のものも必要
- (4) 申請者の住所、氏名、生年月日が確認できる顔写真付き公的本人確認書類(運転免許証(オモ面・ウラ面とも)、マイナンバーカード(オモ面のみ)等)の写し
 - 申請者が65歳以上の場合 ⇒ 本人のもののみで可
 - 申請者が65歳未満の場合 ⇒ 本人のものに加え、同一世帯に属する65歳以上の方のものも必要

※ 住所、氏名、生年月日が確認できる顔写真付き公的本人確認書類をお持ちでない場合は、お問合せください
- (5) 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類(通帳、キャッシュカード等)の写し
- (6) その他

※※※※※※※※※※ 宝塚市使用欄(記入しないでください) ※※※※※※※※※※

確認										年	月	日
交付決定の可否			可	否	交付決定額		金	円	実績確認		可	否
決裁					合議			公印 使用 許可	公印済番号			
部長	次長	課長	係長	係員	部総括担当							
									第		号	